

海外安全官民協力会議 第24回幹事会開催結果【概要】

1. 開催日 平成20年1月29日 火曜日 午後4時～午後6時

2. 出席者 幹事会メンバー 16名

外務省 領事局政策課長 橋本 尚文

領事局海外邦人安全課長 齋藤 法雄

領事局海外邦人安全課邦人援護官 秦 義昭

領事局海外邦人安全課上席専門官 田辺 邦彦 他

3. 議事要旨

議題1 民間企業等における新型インフルエンザ対策の再点検等

(1) 領事局政策課長より、鳥インフルエンザの世界的な感染状況及び外務省領事局内の体制について説明した。

(2) 海外進出企業Aによる説明

残留する場合の対応策については、本社より、各地域の統括会社及び現地事業会社に対し、受診医療機関の指定、薬・うがい薬・マスク・手袋の備蓄、2週間分の食料・飲料水の備蓄、インターネット等在宅勤務環境の整備、産業医や対策本部等日本の対応窓口との連携を指示している。

退避については、具体的に、いつ、どのように退避させるのかということを考えなければならないが、いくつかの問題に直面している。まず、退避を強く推奨する際、社命として退避させるのかという点が問題となっているが、当社では、自主的判断による退避を想定している。また、退避の対象者について、当面の事業継続への影響度に応じた分類を行い、この分類により退避のタイミングを決めることとしていたが、フェーズ4で退避する機会を逃すと、帰国する機会を失う可能性が高いことが分かってきたため、現在、再検討している。さらに、退避した際の待遇等について人事規定に明文化されたものが陳腐化し、現在、改訂を急いでいる。自主的な退避を促す場合には、判断材料として、帰国後の具体的処遇を駐在員に示す必要があるため、この点が最大の悩みとなっている。

なお、退避者が帰国した後の受け入れ先（住居）の確保については、受け入れ先として、実家、社宅、ウィークリーマンション等が考えられる

が、感染国からの帰国者であることを家主等に伝えた場合、受け入れてもらえるのかという問題がある。

(3) 海外進出企業 B による説明

現在、新型インフルエンザ対策を鋭意検討しているところであるが、解決困難な問題が多く存在する。

体制及び対策としては、フェーズ 4 間近のタイミングでは、業務縮小の準備を行うとともに、現地に留まる主要スタッフと早めに帰国するスタッフの選定を行い、帰国者に対する対応を開始する。フェーズ 4 の段階では、主要スタッフを除く社員・家族は帰国することを想定している。ただし、流行が一気に拡大することも予想されるため、このような段階的な対処が行えるとは言い切れない。

帰国指示のタイミングと方法は、容易に判断し難い検討事項である。SARS が発生した際、当社では、自らの休暇を利用した一時帰国制度の活用により、関係者の早めの帰国を図った。しかし、本社の指示として社員等を帰国させた会社もあったため、他社と異なる対応に不満も生じた。

日本での受け入れをどうするかという点も懸案事項である。帰国の指示等を行う場合には、住宅の手当等も必要となるが、いざというときの速やかな社宅の確保が容易に行えるとは考え難い。

< 質疑応答、意見交換 >

(海外進出企業 C)

新型インフルエンザが発生した際に、WHO による感染地域の封鎖や日本政府による航空機運航自粛要請発出も予想される中、一般企業にとって、航空機を利用した帰国の可否を推し量ること及び基本的方針を知らされずに実施可能な対策を立案することは不可能とも言えよう。退避に係る日本政府の基本的な方針が示されれば、リスクをリスクとして正しく認識でき、各社の対策は飛躍的に現実的な内容となると考える。

(海外邦人安全課長)

新型インフルエンザ発生時の退避のための航空機運航については、政府部内でも検討が進められているが、チャーター機を含めた退避手段の確

保を難しくする要素が多数存在するため、外務省では、海外安全ホームページ等において、移動が可能な時点での早めの退避を呼びかけている。

議題 2 大規模緊急事態援護担当者のメンタルヘルス

海外邦人安全課上席専門官による報告

2004年12月26日に発生したスマトラ沖大地震及び津波において、邦人死亡者の身元特定作業に携わった外務省職員の中には、メンタル不全に陥り、現在でも治療を続けている職員が存在する。外務省では、こうした事情を踏まえ、専門家の協力を得つつ、今般、大規模緊急事態援護担当者のためのメンタルヘルスガイドラインを作成した。

初動の邦人援護活動の中でも凄惨を極めたのが、遺体発見と身元確認作業であった。被災直後、タイでは寺院の境内等に遺体が収容され、外務省職員は、並べられた数百もの遺体の山を踏み分けて搜索活動を行ったが、熱帯特有の高温多湿な気候のために遺体の腐敗は早く、現場は過酷な状況であった。このような状況下で、数週間にわたって勤務を続けた外務省職員は、凄惨な現場を前にしてどうしようもなくなる無力感、悲しみの遺族を支えるための気力の維持と緊張、怒りの矛先を外務省職員へ向ける家族への不満、マスコミの心ない報道への反発など、そういった感情を心の奥へと押し込めて仕事を続けるうちに、メンタル不全に陥ったと考えられる。

援護活動に携わる者が再びこのような被害に陥るのを防止するための重要なポイントとして、在外公館の幹部の役割をガイドラインの中で強調し、援護担当者に後遺症が残る一歩前での確かな指示ができるような方策を盛り込んだ。

議題 3 世論調査（邦人保護のあり方）の紹介

海外邦人安全課長より、昨年12月1日に内閣府が発表した「外交に関する世論調査」について説明するとともに、官民ネットワーク構築の取り組み等について紹介した。

4. 次回会合 平成20年4月4日(金)

以上